

## 令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和2年4月10日（金） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 10名

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 2. 古川 和昭 委員  | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員  |
| 5. 山田 芳裕 委員  | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員  |
| 8. 石井 栄一 委員  | 9. 時田 将 委員  | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 |             |              |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員  | 飯田 展久 委員 |          |

### 3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明  
事務局次長 浅海 一洋  
主任主事 山田 亮  
主任主事 田中 絵美

### 4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について         | 1件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について         | 1件 |
| 議案第3号 特定農地貸付けの承認申請について             | 1件 |
| 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出について         | 6件 |
| 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について       | 1件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について       | 2件 |

### 5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

6番、奥山喜和子委員

8番、石井栄一委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は2班です。山田芳裕班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長 議長

浅海 議長 5番、山田芳裕班長

山田 班長 2班の現地調査の報告をいたします。

3月31日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について1件、特定農地貸付けの承認申請について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の計4件です。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、譲渡人は労働力が不足していることから農業経営の縮小を図り、譲受人は農業経営の安定を目的として自己所有地に隣接している農地を取得するものです。

申請地は、畑2筆、合計面積768平方メートルです。

営農計画は、栗の作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は1.1ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は1名です。

また、下限面積及び所有農業機械並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

3月31日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

現地は、畑2筆、合計面積768平方メートルの普通畑として管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、譲受人に対して、営農後3年間が経過し、かつ生産緑地の指定が解除されなければ農地転用できないこと、また、譲渡人に対し、残地の農地は今後もしっかり耕作するよう周知しました。次に、特定生産緑地の指定を検討している場合は、早めに手続きを行うよう推奨しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑1筆、面積189平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による特定建築条件付売買予定地です。

申請理由は、譲受人は不動産業を営んでいますが、当該地は鉄道駅から近く、周辺の宅地化も進み、住環境が充実していることから計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。雨水対策につきましては、雨水枡を設置し、U字溝へ排出することで敷地外への雨水等の流出を抑制するとともに、周囲をブロック3から6段積み及びフェンスで囲うことにより、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接し、半径500メートル以内に教育及び医療施設があることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、建築許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

古川 委員 議長

浅海 議長 2番、古川和昭委員

古川 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

3月31日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積189平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地の南側が低くなっている箇所の措置について確認したところ、敷地内整地にて平らにすることであったことから、計画のブロック3段積みでは高さが不足していることを指摘したところ、基礎部分にブロック3段の計6段積みブロックで計画しているとのことであったため、事業計画書及び土地利用計画図の修正を求め、修正された書類を本日確認しました。また、特定建築条件付売買予定地として申請した理由について確認したところ、建売住宅に比べ需要が高く、申請に必要な条件も満たしていることから、

当該計画での申請に至ったとのことでした。次に、許可後3カ月以内に建築請負契約をできない場合は、契約が解除されることを契約書に明記するとともに、販売することができないと判断した場合は、必ず譲受人が住宅を建築すること、工事完了後は、譲受人が工事完了報告書を提出すること、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号特定農地貸付けの承認申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号特定農地貸付けの承認申請について、審議番号1でございます。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和2年3月18日付で、特定農地貸付けの承認を求められたものです。

申請地は、畑1筆、面積1,994平方メートルの内445.2平方メートルです。

計画内容は、市が同法により運営する佐津間地区の市民農園が、農地所有者から返還依頼があり当該市民農園を閉鎖したことに伴い、新たに同地区で市民農園を開設しようとするものです。

本申請につきましては、周辺農地の利用に支障を及ぼさず、また、農地の集団性を失わせるものではないこと、周囲の状況に鑑みて妥当な規模であること、利用者の募集及び選定方法並びに貸付け条件が公平かつ適正であることが本市の市民農園貸付事業実施要綱により確認できることから、同法第3条第3項において掲げられている要件を満たしているものと考えます。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

浅海 議長 鈴木吉夫推進委員

鈴木 委員 議案第3号特定農地貸付けの承認申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積1,994平方メートルの内445.2平方メートルの普通畑です。

本件の計画内容等は事務局説明のとおりです。

現地は、一般の貸駐車場の一部を進入路として利用することから、危険性があるものと考え、農園利用者に十分注意するよう周知する旨、回答に付すよう意見がありました。

その他、調査の結果、特に問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積396平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

浅海 議長 4番、鈴木一男委員

鈴木 委員 議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑1筆、面積396平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由が生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きまして、報告事項を議題とします。

第1号から第3号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号農地法第5条の規定による転用届出について6件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について1件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長

これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分



以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和2年5月12日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 栄一

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子